

株式会社△△産業
総務課長 △△▲▲

派遣可能期間の延長に係る事項の周知について

労働者派遣法第40条の2第3項に基づき、延長する派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）について、同法施行規則第33条の3第4項に基づき下記のとおり周知します。

記

1 意見を聴取した過半数労働者代表

（※過半数労働組合の場合は、意見を聴取した過半数労働組合）

過半数労働者代表 ▽▽ ▽▽

選出方法：立候補を募り全労働者による投票を行った

2 1に対して通知した事項及び通知した日

(1) 通知した日：令和5年12月1日

(2) 通知した事項

① 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社△△産業 山口事業所 山口県山口市緑町〇〇〇〇番地

② 延長しようとする派遣期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

③ 令和3年4月1日～令和5年11月末までの状況

受入部署	派遣労働者の受入期間	派遣労働者数の推移	正社員数の推移
〇〇製造課	R3.4.1～R4.3.31	2名	3名
	R4.4.1～R5.3.31	2名	3名
	R5.4.1～R5.11.30	1名	4名
総務課	R3.4.1～R4.3.31	2名	2名
	R4.4.1～R5.3.31	2名	2名
	R5.4.1～R5.11.30	2名	2名

3 1から意見を聴取した日及び意見の内容

(1) 意見を聴取した日：令和6年1月15日

(2) 意見の内容：異議はありません。

4 異議に対し変更した派遣期間

異議がなかったため変更せず。

【記載例】

※なお、当該事業所等の労働者に対する周知については、

①事業所等の見やすい場所に常時掲示、または備え付ける。

②労働者に書面を交付する。

③電子データとして記録し、事業所等に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する。

のいずれかの方法により行う必要があります。

※また上記事項は、延長前の派遣可能期間が経過した日から3年間保存しなければなりません。